

## 第 21 回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 31 年 3 月 25 日 (月) 午前 8 時 45 分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 三階委員会室
3. 出席委員 (10 人)

1 番 鈴木 寛幸	2 番 木村 朝子	3 番 須藤 利美
4 番 高橋 幸子	5 番 船山 彰夫	6 番 横澤 謙次
7 番 安部 数幸	8 番 伊藤 悟	9 番 朝倉隆一郎
10 番 井上 禎夫		
4. 欠席委員
5. 農業委員会事務局員 齋藤浩事務局長 大谷部良明局長補佐 佐藤克宣主事
6. 議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第 57 号 農地法第 18 条の規定による報告について

日程第 4 議案第 60 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 61 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 62 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 7 議案第 63 号 飯豊町農用地利用集積計画の承認について

議長 ( 会長 井上 禎夫 議長席に着席する。 )

いよいよ平成 30 年度最後の総会となりました。今日、役場の人事異動の内示があります。先ほどは、農業委員会の人事異動の件をみなさんに審議して頂きましてありがとうございました。今日の全員協議会の中で、来月の総会の日程等が出ていますが、来月は歓送迎会の開催も計画しております。その辺は、後で、全員協議会の中で皆さんに審議して頂くこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

ただ今より第 21 回飯豊町農業委員会総会を開催します。定足数に達しておりますので、会期は成立いたします。それでは議事に入ります。

日程第 1 「会議録署名委員の指名について」運営内規第 8 条の規定により、7 番安部数幸委員、8 番伊藤悟委員を指名致します。日程第 2 「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが異議ございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、本日 1 日限りといたします。それでは日程第 3 報告第 5 7 号「農地法第 1 8 条の規定による報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部補佐 農地法 1 8 条の規定の解約の報告がありましたので、報告致します。

1 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字開発 2961 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 857 m <sup>2</sup>	
2 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字柳沢 4737 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 3 筆畑 3 筆で 7,533 m <sup>2</sup>	
3 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字日渡 5775 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 9,950 m <sup>2</sup>	
4 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字日渡 5775 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 9,950 m <sup>2</sup>	

5 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字北中里 2603 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 4,915 m <sup>2</sup>	
6 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字神明前 1934-1 はじめ 18 筆	
	地目地積	田 18 筆で 16,950.58 m <sup>2</sup>	
7 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字中椿 3289-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,432 m <sup>2</sup>	
8 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	白川字木之下 55-1 はじめ 8 筆	
	地目地積	畑 8 筆で 1,707 m <sup>2</sup>	
9 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	白川字広面 435 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 17,170 m <sup>2</sup>	
10 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字小山 3322-2	
	地目地積	田 1 筆で 2,270 m <sup>2</sup>	
11 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字中椿 3361	
	地目地積	田 1 筆で 3,696 m <sup>2</sup>	
12 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字大旦一 6852	
	地目地積	田 1 筆で 3,309 m <sup>2</sup>	

1 番の案件は、借受人は〇〇〇の予定であります。2 番の案件は、農地中間管理機構に貸付けるための解約になります。3 番の案件は、借受人は〇〇〇であります。4 番～9 番の案件は、農地中間管理機構に貸付けるための解約になります。10 番の案件は、借受人は I ターンで来られています〇〇〇

が、4月から就農する為、借受ける予定での解約になります。11番～12番の案件は、農地中間管理機構に貸し付ける為の解約になります。以上、12件について、ご報告致します。

議長 報告でございますので、ご了承ください。それでは日程第4議案第60号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部補佐 それでは、農地法第3条の規定による許可申請について説明させていただきます。所有権移転が1件、使用貸借が1件、合計2件になります。

1番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字高柳 2565-1 はじめ 16 筆	
	地目地積	田 16 筆で 18,183.31 m <sup>2</sup>	
2番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字中里八 708-2 はじめ 2 筆	
	地目地積	畑 2 筆で 350 m <sup>2</sup>	

以上2件につきまして農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件を満たしており問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしく申し上げます。  
6番横澤委員

横澤委員 1番の案件ですが、〇〇〇が病気治療のため、現在、農地を縮小したいということで、認定農業者の申請を取りやめたとのことで、基盤強化法でなく、農地法3条での貸借で申請でありました。大変な時は、子供や、地区の方に手伝ってもらい、まだ農業を続けたいということでありましたので、問題ないと思われまます。あと、〇〇〇と〇〇〇との関係であります、出稼ぎ時代からの友人であったとのことで、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長 他にございませつか。私の方から2番の案件については、前回の農業委員会の総会で、田んぼの方は解約をなされておりますが、畑の方を、娘さんの方に使用貸借するというので、何ら問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

ます。それでは、これから質疑に入ります。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明が有りましたら、宜しく申し上げます。格別内容でしたら、承認することに賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。承認することに決定しました。それでは日程第5議案第61号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

佐藤主事 私の方から、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明します。

1番	申請者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字源平 2170-1 はじめ 2 筆	
	地目地籍	田 2 筆で 8,997 m <sup>2</sup>	

続いて転用事由について説明させていただきますので、資料の土地利用計画図も一緒にご覧ください。転用事由は、申請者は養蜂業を営んでおり、良質な蜂蜜を生産するため、アカシアやビーベーツリーなどを植林し、ミツバチを繁殖させるためです。工事着手は、許可後で、H31年5月31日に完了予定です。

補足説明を行いますので、資料をご覧ください。事業費は5万円となっております。資金計画につきましては全額自己資金の予定です。取水はなし。排水対策については汚水、生活雑排水については該当なし、雨水は地下浸透でございます。

続いて被害防除計画について説明させていただきます。資料をご覧ください。植生による法面の保護を行います。近傍農地及び農業用排水施設等に及ぼす影響はございません。以上の内容について、資料のとおり、11/20に地元農業委員の朝倉隆一郎委員と現地確認を行っております。

農地転用の基準であります。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地の転用であります。第1種農地の転用は原則として許可をすることができませんが、森林法第25条第1項各号に掲げる目的を達成するために行われるものについては、例外的に許可できるとされております。今回の転用目的は養蜂に係る植林ですが、森林法第25条第1項第1号の水源の涵養、第5号の風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備にも該当すると考えられ、許可できると判断しました。以上説明いたしましたので、ご審議の上、許可下さいますようお願い致します。

議長 ただいま、事務局の説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査の結果、ならびに補足説明をお願いします。9番朝倉委員

朝倉委員 事務局の佐藤君と現地を確認させて頂いたところであります。この農地につきましては、萩生川の最上流の高野地区にありまして、川と山に挟まれた細長い農地でありまして、十数年、ソバの転作をしてきましたが、先ほど説明があったとおり、養蜂業を営んでおりますので、その蜜源としまして、アカシヤ、ビービーツリーを植えたいということでの転用でありました。この農地の下には、田んぼを作っている所もないので、北側は森林ということで、障害になるものはないと思います。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 それでは、これから質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問、意見等ありましたら、よろしくお願ひします。格別ないようでしたら、承認する事の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。承認することに決定しました。それでは日程第6議案第62号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

佐藤主事 私の方から、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明します。

1番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字岡 3889 はじめ 2 筆	
	地目地籍	田 2 筆で 1,945 m <sup>2</sup>	

内容は一時転用で建設資材置き場及び工事関係車両駐車場として利用します。資料も一緒にご覧ください。農地区分については、今回の申請地は、萩生駅からおおむね300m以内の農地であり、第3種農地と判断いたしました。

続いて転用事由について説明させていただきます。転用事由については、申請地の北側に新工場を建設するべく建設工事の最中ですが、付近に空き地がなく、作業効率と近隣を含めた安全のためには、一時的に建設資材の仮置き場及び工事関係車両の駐車場を確保しなければならず、このたびの一時転用に至りました。工事着手は、許可後でH31.8.20に完了する予定です。資料をご覧ください。

補足説明を行います。事業費は720万円となっております。資金計画につきましては、全額補助金で準備しております。取水は行わず、排水対策については、汚水、生活雑排水については該当なし、雨水は申請地内に貯留する予定です。

今回の一時転用につきましては、土地所有者である〇〇〇から同意を得ています。

土地改良区との関係でございますが、当該地区は野川右岸県営圃場整備事業の施行地でございますが、地区の総代と委員の方から同意をいただいております、野川土地改良区に意見書の提出を依頼中です。

続いて被害防除計画について説明させていただきます。盛土による土地の造成を行います、畦畔を残して緩やかな傾斜で法面を作りますので、被害が出ることはありません。

その他、近傍農地への影響や農業用排水施設等に及ぼす影響等はございません。以上の内容について、資料のとおり、3/19 に鈴木寛幸委員と後藤仁推進委員と現場確認を行っております。

転用の許可基準でございますが、第3種農地の転用は許可できるとされております。以上説明いたしましたので、よろしくご審議の上、許可下さいますようお願い致します。

議長 事務局説明が終了しました。最初に当該委員に関係する案件ですので、退席を求めます。〇〇〇委員。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査ならびに、補足説明をお願いします。1番鈴木委員

鈴木委員 ただいま、事務局から説明があった通りでありまして、町発展のためには、しかたがない事ではないかと考えております。ご審議のほどお願い申し上げます。

議長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について質問、意見等ありましたら、お願いします。格別ないようでしたら、承認することに賛成する事の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。承認することに決定しました。〇〇〇委員に報告致します。全員賛成によって承認することに決定しましたので、報告致します。

議長 それでは日程第7議案第63号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部補佐 それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明いたします。所有権移転が1件、新規の利用権設定が22件、その内農地中間管理機構への利用権設定が18件、利用権の再設定が25件、合計48件であります。

1	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字八幡 4096-3	
	地目地積	田 1 筆で 468 m <sup>2</sup>	
2	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字中里 3019-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 5,289 m <sup>2</sup>	
3	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字町田 2888-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 6,599 m <sup>2</sup>	
4	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字開発 2961 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 857 m <sup>2</sup>	
5	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字日渡 5775 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 9,950 m <sup>2</sup>	
6	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字荒館 2945-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 5,397 m <sup>2</sup>	
7	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字西田尻 3724 はじめ 16 筆	
	地目地積	田 15 筆畑 1 筆で 32,922 m <sup>2</sup>	
8	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字天神 2560 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 10,627 m <sup>2</sup>	
9	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字北中里 2603 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 4,915 m <sup>2</sup>	



10	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字山王原 2318 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 10,848 m <sup>2</sup>	
11	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字山王原 2384 はじめ 7 筆	
	地目地積	田 6 筆畑 1 筆で 11,834 m <sup>2</sup>	
12	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字豆殻屋敷 3573 はじめ 11 筆	
	地目地積	田 11 筆で 30,418 m <sup>2</sup>	
13	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字谷地田 3956-1 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 4 筆畑 1 筆で 21,829 m <sup>2</sup>	
14	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字北小原 1126 はじめ 7 筆	
	地目地積	田 7 筆で 17,593 m <sup>2</sup>	
15	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字大豆田 1110-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1,878 m <sup>2</sup>	
16	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字大豆田 755-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 6,435 m <sup>2</sup>	
17	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字神明前 1934-1 はじめ 20 筆	
	地目地積	田 20 筆で 20,382.58 m <sup>2</sup>	
18	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字上川原北 6261 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 4,463 m <sup>2</sup>	

19	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字上川原北 6248 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 12,445 m <sup>2</sup>	
20	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字大旦一 6952	
	地目地積	田 1 筆で 3,309 m <sup>2</sup>	
21	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字上町一 4948 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 6,559 m <sup>2</sup>	
22	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字開発 2925 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 13,215 m <sup>2</sup>	
23	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	白川字木ノ下 55-1 はじめ 14 筆	
	地目地積	田 6 筆畑 8 筆で 18,877 m <sup>2</sup>	
24	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字原南 1221-1	
	地目地積	田 1 筆で 437 m <sup>2</sup>	
25	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字原南 3141	
	地目地積	田 1 筆で 681 m <sup>2</sup>	
26	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字原南 3139-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 9,667.97 m <sup>2</sup>	
27	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字山王原 2411	
	地目地積	田 1 筆で 8,770.25 m <sup>2</sup>	

28	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字山王原 2308-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 12,820 m <sup>2</sup>	
29	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字西佐内屋敷 3619 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 11,333 m <sup>2</sup>	
30	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字山崎 3297-1	
	地目地積	田 1 筆で 5,157 m <sup>2</sup>	
31	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字原尻 3739-1	
	地目地積	田 1 筆で 1,572 m <sup>2</sup>	
32	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字原尻 3519-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 12,940 m <sup>2</sup>	
33	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字原尻 3728-1	
	地目地積	田 1 筆で 3,104 m <sup>2</sup>	
34	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字原南 3135	
	地目地積	田 1 筆で 6,144 m <sup>2</sup>	
35	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字山王原 2336 はじめ 9 筆	
	地目地積	田 9 筆で 21,222 m <sup>2</sup>	
36	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字桐町 4469 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 20,933 m <sup>2</sup>	

37	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字原尻 3750	
	地目地積	田 1 筆で 5,648 m <sup>2</sup>	
38	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字田中 3825-1	
	地目地積	田 1 筆で 549 m <sup>2</sup>	
39	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字清水 3633-1	
	地目地積	田 1 筆で 1,000 m <sup>2</sup>	
40	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字北三本柳 952-4	
	地目地積	畑 1 筆で 1,151 m <sup>2</sup>	
41	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字坪沼 2300 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 11,130 m <sup>2</sup>	
42	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字深淵三 2166-2	
	地目地積	田 1 筆で 1,174 m <sup>2</sup>	
43	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字二本松 2713-1	
	地目地積	田 1 筆で 2,359 m <sup>2</sup>	
44	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字小沼沢三 397-1 はじめ	
	地目地積	田 8 筆で 21,082 m <sup>2</sup>	
45	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字田中 41-1 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 12,374 m <sup>2</sup>	

46	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字中里 3024	
	地目地積	田 1 筆で 1,211 m <sup>2</sup>	
47	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字牛ヶ窪一 1602-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1,811 m <sup>2</sup>	
48	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字大巻上二 1544-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 3,398 m <sup>2</sup>	

以上 48 件については、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長 　　ただいま事務局の説明が終わりました。最初に当該委員に係る案件がありますので、退席を求めます。〇〇〇委員。44 番 45 番の案件について事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしく申し上げます。

　　では、私の方の方から説明させていただきます。今回は、再設定でありまして、今まで何ら問題ありませんでしたので、問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。それでは、質疑に入ります。格別内容でしたら、承認することに賛成の挙手を求めます。

委員 　　全員挙手

議長 　　挙手全員で、44 番 45 番の案件について承認することに決定致しました。〇〇〇委員に報告します。全員賛成によって、承認することに決定いたしましたので、報告いたします。

　　続いて、当該委員に係る案件がありますので、退席を求めます。〇〇〇委員。36 番の案件について事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしく申し上げます。2 番木村委員

木村委員 　　36 番の案件については、〇〇〇と〇〇〇は再設定であり、前まで貸し借りしていたので、何ら問題ないと思われまますので、よろしくお願い申し上げます。

議長 それでは、これ質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の意見に対して質問、意見等ありましたら、お願い申し上げます。格別内容でしたら、承認することに賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員で、36番の案件について承認することに決定致しました。〇〇〇委員に報告します。全員賛成によって、承認することに決定いたしましたので、報告いたします。それでは、他の案件を審議致します。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしく申し上げます。5番船山委員

船山委員 1番の案件ですが、〇〇〇が耕作している田んぼに、〇〇〇の田んぼが若干ありまして、その田んぼを買い求めたということでありまして、一生懸命やっておられますので、ご審議のほどお願い申し上げます。続きまして、2番4番の案件ですが、基盤整備をしたところで、大きくした所です。中里、開発であります。そこに、〇〇〇の田んぼと、〇〇〇の田んぼと、〇〇〇の田んぼが、3つ合同になりまして、同じ田んぼになったようです。それで、〇〇〇にお願いするということで、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。続きまして、46番の案件は、先ほどと同じで中里にあった田んぼで集積されております。47番48番は再設定で、何ら問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 他にございませんか。6番横澤委員

横澤委員 3番の案件ですが、〇〇〇が返却した農地であります。〇〇〇が、〇〇〇の農地と隣り合わせだったため、〇〇〇から耕作をお願いされたということです。〇〇〇は、畜産と稲作を専業農家でありますし、認定農家でもあるので、特に問題ないと思われまます。

41番の案件ですが、〇〇〇と〇〇〇は、再設定でありますので、何ら問題ないと思われまます。

42番43番の案件ですが、貸主は〇〇〇、〇〇〇ですが、農地中間管理機構にお願いしているということですが、申請が間に合わなく、1年になっており、契約を忘れないように、早めに申請するようお願いしてきました。ご審議のほどお願い申し上げます。

議長 他にございませんか。3番須藤委員

須藤委員 24番25番26番の案件は、〇〇〇は一生懸命やっておられる方なので、何ら問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

27 番 28 番の案件は、〇〇〇は、みなさんご承知のとおり一生懸命やっておられるので、何ら問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

29 番 30 番の案件ですが、〇〇〇は、和牛を飼育しており、一生懸命やっておられて、再設定ですので、何ら問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

34 番と 35 番の案件は、〇〇〇は、一生懸命やられている方で、何も問題ございません。彼らは、日常、農業を一生懸命やられている方なので、これからも応援していきたいと思ひます。ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 他にございませんか。9 番朝倉委員

朝倉委員 31 番 32 番 33 番の案件は、先ほど説明のあったとおり、稲作と畜産を一生懸命やられている方で、再設定ということで、何ら問題ないと思われまます。37 番の案件は、〇〇〇は、息子さんと一緒に一生懸命やっておられます。再設定ということで、何ら問題ないと思われまます。

38 番 39 番 40 番の案件は、〇〇〇は、息子さんの〇〇〇と一緒に農業をやっておられます。再設定ということで、何ら問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 それでは、これから質疑に入ります。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明が有りましたら、宜しくお願ひします。格別内容でしたら、承認することに賛成の挙手を求めまます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員で承認することに決定しました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第 21 回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。  
( 午前 9 時 5 5 分閉会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

平成 3 1 年 3 月 2 5 日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 ( 7 番 ) \_\_\_\_\_

署名委員 ( 8 番 ) \_\_\_\_\_